

# 令和2年度 事業計画

荒川区立東日暮里在宅高齢者  
通所サービスセンター  
荒川区東日暮里3-8-16

## 1. 目的

要介護状態または要支援状態にある高齢者に適正な介護サービスを提供し、高齢者介護の充実、自立生活の援助、心身機能の維持向上を図る。

併せて介護保険の基本理念である「自立支援」を実現するとともに、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図る。

そして、これら事業を通して地域福祉の増進に寄与する。

## 2. 施設運営方針

法人が掲げる経営理念・経営方針及び経営目標の具現化を図るため、次のとおり施設の運営方針を定める。

### 【運営方針】

- ・関係法令を遵守する。
- ・地域に開かれた福祉サービスの拠点としての役割を果たす。
- ・利用者の目線に立ったサービスの提供に努める。
- ・利用者及び家族との信頼関係の確立に努める。
- ・利用者の自立性の尊重と人権の擁護に努める。
- ・残存能力の活用を基本とした自立援助に努める。
- ・福祉サービスのプロとしての自覚を持ち研鑽に努める。
- ・事故の未然防止と安全管理の徹底に努める。

## 3. 本年度重点目標

職員一人ひとりが職務意識と知識や技術力を高めるとともに、組織的な職員集団として、利用者及び利用者家族からのニーズに的確かつ迅速、果敢に  
応えるサービスを提供する施設とする。

- ①職員一人ひとりがスキルアップしプロ集団となる。
- ②利用者個々に応じたサービスを迅速かつ適切に提供する。
- ③安全でかつ快適なサービスを提供する。
- ④利用者の笑顔があふれる明るい施設とする。

（「えがおをつくる おもてなし」）

⑤利用者家族及び事業者への施設 PR を促進する。

なお、日々の施設利用者数の目標として、通常規模型通所介護は 30 人、  
認知症対応型通所介護は 10 人とする。

#### 4. 定員等施設概要と介護サービス

##### (1) 施設定員（1 日あたり）

内 訳	通常規模型 通所介護	認知症対応型 通所介護	介護予防・日常生活支援 総合事業（通常規模型 通所介護の再掲）
	40	12	10

##### (2) 職員体制

（指定通所介護・予防）

内 訳	管理者	生活相談員	看護職	介護職	機能訓練指導員 （看護師）
	1	3	2 (2)	7 (5)	2 (2)
内 訳	栄養士	調理員	事務員	運転手	合 計
	1	5 (5)	1	4 (4)	25 (19)

（認知症対応型通所介護・予防）

内 訳	管理者	生活相談員	看護職	介護職	機能訓練指導員 （看護師）
	1	2	2 (2)	4 (2)	2 (2)
内 訳	栄養士	調理員	事務員	運転手	合 計
	1	5 (5)	1	4 (4)	19 (14)

※（ ）内非常勤職員・再掲

※機能訓練指導員・栄養士・調理員・事務員・運転手については  
指定通所介護（予防）及び認知症対応型通所介護（予防）との兼務  
また、生活相談員は、一部の介護職及び事務員が兼務

##### (3) サービス提供日

月曜日～土曜日の週 6 日とする。

（日曜日を除き、祝日及び年末年始にサービスを提供する日もある。）

#### (4) サービス提供時間

7 時間以上 8 時間未満を基本とする。

#### (5) 通所介護（予防）・認知症対応型通所介護（予防）

①通所介護（予防）事業の実施に当たっては、利用者の ADL（日常生活動作）の改善、健康保持の指導などを行うとともに、社会交流の促進・心身機能の維持向上を図り自立した生きがいのある生活が過ごせるよう支援する。

また、認知症対応型通所介護（予防）事業の実施に当たっては、社会交流を促進し、規則的な生活リズムをつくる場の提供と身体的支援を行い家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

②脳血管性障害後遺症や医療終了後の機能訓練を要するなど、身体機能に障がいがある高齢者の機能の維持・回復訓練を行う。

また、看護師及び介護職員と連携し、関節可動域訓練、拘縮予防、バランス訓練、歩行、立ち上がり訓練等のリハビリを通じ、残存能力の維持向上・減退防止に努める。

#### ③送迎サービス

リフト付きワゴン車や軽自動車による安全な送迎を実施する。

また、施設見学等のご利用者様には適時個別送迎を行う。

#### [迎 便]

早便（※）	8：20	出発	→	施設到着	8：30
1 便	8：35	出発	→	施設到着	9：00
2 便	9：05	出発	→	施設到着	9：30
3 便	9：35	出発	→	施設到着	10：00

#### [送 便]

早便	15：35	出発
1 便	16：15	出発
2 便	16：45	出発
3 便	17：15	出発

（※）は、必要に応じて運行する。

#### ④入浴サービス

入浴サービスの実施に当たっては、バイタルチェックを徹底し、リフト浴・短浴（時間短縮）・二人介助・足浴など ADL（日常生活動作）に合わせた安全な入浴の実施に努めるとともに、利用者や家族の要望、介護支援専門員の計画を反映した 1 か月の入浴予定者名簿を作成し、快適な入浴を計画的に実施する。また、プライバシーに配慮した入浴を実施する。

## ⑤食事サービス

栄養士のもと、安全・安心そして季節感あふれる手作りの食事の提供に努める。また、利用者の身体状況に配慮した低栄養状態を改善する食事、身体機能の向上につながる栄養バランスのとれた食事の提供をはじめ、お赤飯や行事食、季節にあった食事など飽きのこない食事及び手づくりおやつを提供など魅力ある食事の提供にも努める。

さらに、利用者の方々に食事時間を楽しく過ごしていただけるよう、盛り付けの工夫やBGMを流すなど食が進む環境の整備にも努める。

なお、食事に対する意見や要望を聴取する場として、利用者家族に対して毎年実施している「試食会・懇談会」を本年度も引き続き実施し、さらなる食事サービスの改善の参考に資するとともに、食中毒等の予防対策として、徹底した衛生管理体制の確立にも努める。

## 5. 地域における介護サービス施設としての取り組み

### (1) さらなる介護予防サービスへの取り組み

平成24年4月の介護保険制度の見直しにおいて、重要な介護予防サービスとして位置づけられた「運動器の機能向上」「口腔機能向上」「栄養改善」等のサービスを重点的に継続実施する。

荒川区において、介護予防に効果的として全区規模で取り組む、筋力トレーニング、運動器の機能向上を目的とした「セラバン体操」「ころばん体操」「ばん座位体操」「ちえあばん体操」等を実施するなど、介護予防を目的とした安心して行える体操を実施する。

また、誤嚥防止等を目的とした「嚥下体操」や口腔ケアにも取り組むとともに、荒川区が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（来食サービス事業）」及び「いきいきボランティア事業」にも積極的に取り組む。

#### ①「介護予防・日常生活支援総合事業（来食サービス事業）」の実施

荒川区は、平成18年度より、介護予防事業の取り組みとして「特定高齢者」を対象とした「おげんきランチ」事業をスタートした。平成31年度からは、短期集中予防サービスとして名称を「食・動クラブつる」と変更し、さらに本年度から「かめ」も加え本事業を引き続き実施する。

この事業によって、地域包括支援センターとの連携強化、介護予防、引きこもりの防止、低栄養の予防などに努める。

また、利用者の身体機能維持改善を図るため、機能訓練指導員を配置し、本事業による介護予防の成果が上がるよう、毎週火・木曜日に年間各48回にわたり実施する。

#### ②「ふれあい粋・活サロン」事業への協力

荒川区社会福祉協議会が、「おげんきランチ」を修了した高齢者を対象

に、「ふれあい粋・活サロン」事業を通して介護予防や孤立・閉じこもりの防止などの事業を支援している。平成 28 年 11 月から、「花はなクラブ」として、当センター 1 階で事業がスタートした。本年度も引き続き、地域住民の福祉サービスの一環として、事業に協力する。

### ③「いきいきボランティア」事業への協力

荒川区は、平成 23 年度より、介護予防事業のひとつとして「いきいきボランティア」制度をスタートした。事業開始時よりボランティア受け入れ施設として登録している本事業を本年度も継続して実施する。

## (2) 利用者サービス向上への取り組み

①平成 29 年度受審した福祉サービス第三者評価及び区の指導監査の内容を精査し、さらなる利用者サービスの向上に努める。また、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表」に対する適切な情報提供も実施する。

②利用者及び利用者家族から、施設が提供する各種支援について、忌憚のない意見や要望をいただける信頼関係の構築と、苦情や要望を速やかに解決する態勢の確立に努める。

また、苦情・意見箱の設置、施設内における苦情等申出についての案内、第三者委員会設置等に係る周知の徹底にも努める。

③利用者の安全・安心の確保と事故の未然防止の徹底に努めるとともに、サービス内容の不断の見直しと実践に役立つマニュアルの整備に努める。

- ・業務基本マニュアル
- ・送迎車両安全マニュアル
- ・看護師業務マニュアル
- ・感染症等対策マニュアル
- ・デイサービス業務マニュアル（入浴・移動・排泄・食事等）
- ・徘徊等利用者対応マニュアル
- ・認知症ケアマニュアル
- ・問題解決に関する実施要綱
- ・給食調理衛生管理マニュアル
- ・新規利用者受入手順マニュアル
- ・災害予防等に関する計画  
等々（一部掲載）

### ④家族介護者教室

当施設の利用者家族などを対象に、介護技術や知識をはじめ高齢者の特性、食生活などをテーマとした「家族介護者教室」を開催する。

本教室では、介護福祉士による負担の少ない介助の実践、排泄介助の際のオムツの当て方などの体験学習や高齢者介護に関する問題、高齢者に対する家族の関わり方や健康維持、悩みごとの相談など介護全般にわ

たって意見交換する場も設定し、各々が抱える問題の解決に努める。

また、家族介護者教室の実施に当たっては、プログラムの多様化を図るとともに、外部からの人材（転倒予防・フットケア・口腔ケア等）を積極的に招致するなどその内容の充実に努める。

さらに、施設内のポスター掲示をはじめ当施設のホームページや情報誌「かんかん森通信」、「あらかわ区報」などを活用し、当施設が高齢者介護についての様々な技術や情報を提供する地域の高齢者福祉の拠点としての役割をPRする。

[令和2年度家族介護者教室（予定）]

内 容	対 象	内 容	対 象
栄養改善講習会・給食試食会	家族・地域・事業者	「口腔ケア」体験	家族・地域・事業者
認知症対応型通所介護家族懇談会	家族	「衣類の着脱介助」	家族・地域
通所介護家族懇談会	家族	「排泄介助」	家族・地域
「フットケア（足の爪の手入れ）」体験	家族・地域	「薬の話」講習会	家族・地域
転倒予防体操	家族・地域	「食中毒予防」	家族・地域
感染予防講習会	家族・地域	認知症サポーター養成講座	家族・地域・事業者

⑤利用者の健康管理・安全対策

- ・利用者の健康チェックを徹底し、状態変化の早期発見に努める。  
また、緊急時対応が、迅速・的確に行える体制を確立する。
- ・送迎及び施設内活動の安全確認を徹底し、事故の未然防止と安全・安心な施設の管理運営体制の構築に努める。
- ・感染症予防等衛生管理体制の構築に努める。
- ・生活環境の安全確保に万全を期す。

6. その他の取り組み

(1) 家族・地域との交流

- ①「笑顔」でのおもてなしに努め、日頃の会話や送迎時の挨拶をはじめ、連絡帳等を活用し、利用者及び利用者家族との信頼関係を確立する。
- ②地域交流を推進するため、地域の学童クラブ、保育園及びボランティア活動団体等と次の取り組みを実施する。
  - ・当施設と学童クラブや近隣の保育園などで実施する七夕まつり、敬老

会、ハロウィン、運動会、クリスマス会などの事業を通じ相互交流を実施する。

- ・当施設で実施する敬老会、音楽鑑賞会、制作活動、在宅マッサージ体験、朗読劇、介護者教室などの行事に、地域のボランティアの方々の活動を積極的に受け入れる。

③地域に開かれた福祉サービスの拠点としての役割を果たすため、「教員免許法の特例による社会福祉施設における介護等体験事業」・荒川区立中学校の勤労留学（職業体験学習）等を積極的に受け入れ、福祉資源の還元を努める。

④家族や地域の方々が気軽に参加できる交流イベントを引き続き実施する。本年度も「地域ふれあいまつり」（10月～11月の1日）として、施設見学会、給食試食会、生活プログラムなどを実施し、東日暮里地域の住民の皆様に参加の機会を作り、地域に開かれた福祉サービスの拠点を認識していただき、家族や近隣の方々との交流を深める。

## （2）広報活動

①「かんかん森通信」・施設の月間予定表・チラシ（施設案内）の発行

毎月、「かんかん森通信」「空き状況のお知らせ」を発行し、行事案内・報告や時々の地域の話題、利用者の活動状況を掲載するなど多様な情報を提供する。

また、利用者家族から好評の施設年間主要行事（バスハイク・敬老会・忘年会等）での利用者の活動状況の写真配布を本年度も実施する。

さらに、施設の活動状況をより広く周知するため、居宅支援事業所等のデイサービス関係機関に「かんかん森通信」、チラシを配布し広報活動を積極的に展開する。

②ホームページの充実

ホームページを通して施設の概要や利用案内、センターでの活動状況や地域情報を提供し、さらなる内容充実に向けた取り組みを実施する。

## （3）個人情報保護への取り組み

個人情報の保護については、関係法令の遵守と個人情報保護規程に基づき、管理の適正化に努める。また、施設利用時には、個人情報の利用目的を予め周知し、契約締結時には「個人情報の使用に係る同意書」を得るなど万全な対応に努める。

## （4）業務の適正執行へ向けた取り組み

①各種会議・打合わせの開催

- ・本部施設長会           ： 月 1 回
- ・施設職員会議           ： 月 1 回

- ・デイ会議 : 月1回
- ・ケース会議 : 随時
- ・職種別打合せ : 適時（介護・看護・給食・送迎等）
- ・全体ミーティング : 毎日（朝礼時）
- ・スタッフ打合せ : 毎日（午後2時、5時）

②職員の健康管理

- ・職員健診：（身長、体重、視力、血液検査、検尿、胸部レントゲン、胃部検査、心電図）など（全職員）
- ・腰痛検査：年2回の検査実施（介護職・看護職）
- ・定期検査：毎月の検便（栄養士・調理員）
- ・インフルエンザ予防接種：（全職員）

③年次有給休暇の計画的取得

年次有給休暇については働き方改革を念頭に、予め作成する勤務表に記載し、計画的付与を含めた取得の促進を実施する。

④各種研修等の開催

施設内研修については、「年間研修計画」を策定し、組織・利用者サービス・接遇・事故防止など多方面にわたる研修を実施する。

また、外部派遣研修においては、「リスクマネジメント研修」「感染症対策」「認知症」「虐待予防」などの研修へ積極的に参加受講する。

さらに、他施設との交流研修を実施し、介護技術と職員の資質向上及び意識の高揚を図る。

令和2年度施設内研修計画		
実施時期	研修内容	目標（視点）
採用時	・新人研修・接遇	施設概況・守秘義務・運営理念・職員倫理・利用者へのサービス（職場内研修）
通年	・施設運営理念・職員倫理 ・個人情報等・身体拘束 ・高齢者虐待・苦情等の対応	コスト意識・理念倫理等の徹底・守秘義務・運営方針・職員としての責務・尊厳の保持・サービス意識の向上
	・食中毒の予防・危機管理について	ノロウイルス等の予防対策
	・認知症について	・認知症の理解と対応 ・介護技術
	・感染症予防	・インフルエンザ等の予防対策
	・危機管理について ・AED講習等	・緊急時の対応 ・防災・避難消火訓練



(5) 防災対策

防災対策の一環として、当施設の消防計画に基づき、防災・避難消火訓練（消火器・消火栓の操作訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、災害時の家族への引渡し方法の確認、AED 操作訓練等）を年 2 回実施する。

なお、当センターが災害時における福祉避難所に位置づけられていることから、非常食及び非常物資の備蓄を確保する。

【令和 2 年度防災・避難消火訓練実施計画】

区 分	実施時期	実 施 内 容 等
第 1 回	9 月	通報・避難誘導・消火訓練等
第 2 回	3 月	上記訓練及び AED 操作訓練等
その他定期的な避難経路の障害物等の撤去確認等実施		

令和2年度 年間主要行事（予定）

	行 事	制作	ゲーム等
4月	花 見（体力測定）	こいのぼり	・カーリング ・転がし卓球 ・砲丸投げ
5月	おでかけ（体力測定）	個別の制作	・ボーリング ・お手玉ダーツ ・サイコロビンゴ
6月	鑑 賞 会（体力測定）	七夕飾制作	・コーンボール ・釣ってドキドキ ・輪投げ
7月	七夕祭り（体力測定）	夏祭り飾り	・バスケットボール ・サイコロビンゴ ・うちわゲーム
8月	夏 祭 り（体力測定）	敬老会装飾	・陣地取りゲーム ・うちわゲーム ・古今東西ゲーム
9月	敬 老 会（体力測定）	個別の制作	・頭の体操 ・ベンチサッカー ・ゲートボーリング
10月	おでかけ（体力測定）	共同の制作	・家族合わせゲーム ・曲あてゲーム ・歌ってボン
11月	スポーツ大会（体力測定）	カレンダー	・すき焼きゲーム ・カーリング ・音楽体操
12月	お楽しみ会（体力測定）	新年の装飾	・すき焼きゲーム ・ボーリング ・お手玉ダーツ
1月	新 年 会（体力測定）	節分の飾り	・カルタゲーム ・コーンボール ・おせちゲーム
2月	節 分（体力測定）	雛祭り飾り	・輪投げ ・絵合わせゲーム ・古今東西ゲーム
3月	雛 祭 り（体力測定）	桜の花飾り	・バスケットボール ・陣地取りゲーム ・曲あてゲーム

- \*毎日 介護予防プログラムとして「せらばん体操・ころばん体操」を実施
- \*毎日 誤嚥防止プログラムとして「嚥下体操」を食事前に実施
- \*毎月 誕生日会、書道、カラオケを実施
- \*隔月 ボランティア「ミルフィーユ」による朗読劇・大正琴の演奏会を実施
- \*ボランティアや実習生の受け入れを実施
- \*ボランティア「モンブラン」（ギターとマンドリン）、「フラワーシスターズ」（大正琴）、「澤田一門」（津軽三味線）、「ザ・ドリーム・オブ・フューチャー・クラブ・バンド」（生バンドと歌）などによる演奏会を実施